

第1部

はじめに

The 2nd Master Plan of
Ibusuki City



第1節 策定の趣旨

1. 策定の趣旨

指宿市は平成18(2006)年1月に、それまでの指宿市、山川町、開聞町の1市2町が合併して誕生したまちです。池田湖を中心として位置するそれぞれのまちは、昔から歴史や文化、日常生活圏などあらゆる面でつながりが強く、「いぶすき菜の花マラソン大会」などのイベントや観光・農林水産業などにより一体感を醸成しながら発展してきました。

また、本市の目指す将来都市像「豊かな資源が織りなす 食と健幸のまち」を実現するため、第一次総合振興計画に引き続き、第二次総合振興計画(平成28(2016)年度～令和7(2025)年度)を策定し、各種政策・施策を実施しています。

この度、前期5年間の政策分野別の施策を定めた基本計画の期間が令和2(2020)年度末をもって満了することから、この間の施策・事業の進捗や取り巻く課題の現状等を検証するとともに、市総合振興計画審議会での審議や市議会、市民の意見などを反映し、総合振興計画の総仕上げに向けて後期基本計画5年間の施策をまとめた「後期基本計画」(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)を策定しました。



2. 計画策定の目的

総合振興計画は、総合的なまちづくりの計画であり、目指すべきまちの将来像を描き、まちづくりの目標を明確にする、本市のまちづくりの羅針盤となるものです。

また、市民や事業者との協働によるまちづくりを進めるための指針であり、地域の均衡ある発展と、今後の新たな時代環境に柔軟に対応することを目的として策定するものです。



第2節 計画の役割と位置付け

1. 指宿市政運営の最高方針

総合振興計画は、地方自治法第2条第4項において、市町村に対して総合振興計画の基本部分である「基本構想」については、議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。しかし、平成23(2011)年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定および議会の議決を経るかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。

しかし、総合振興計画は、従来から本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられている計画で、行政の各種計画や施策の基本となるものであると同時に、まちづくりの羅針盤として、行政内部および市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示す計画であることから、法的な策定義務がなくなっても、まちづくりのビジョンである基本構想は、市民の代表である市議会の議決を経ることで、市全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要なことであると考えます。

したがって、本市では条例を新たに定めて、これに則り基本構想を策定し、議会の議決を経ることとしました。



2. 新市建設計画との整合性

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併協議会において策定が義務付けられた計画であり、「合併協定項目」のひとつとして合併後も尊重され、実施していくべきものです。

一方、総合振興計画は平成23(2011)年に地方自治法が改正されるまでは、同法に基づき策定される基本構想を核とした計画です。

従って、合併市町村には例外なくこの2つの計画が並行して存在することとなり、その整合性を図る必要が生じています。

どのように整合性を図るかについては、財政状況等を勘案しつつ取捨選択し、優先順位を付することにより行うこととしますが、具体的には、新市建設計画の中から、より具現性の高いものを抽出し、基本計画および実施計画へと委ねられることとなります。

近年、国の地方財政改革による国から地方への税源移譲、国庫補助金等の廃止・縮減、地方交付税[※]の見直しに伴い、地方財政は合併前の予想を上回る極めて厳しい局面を迎えており、新市建設計画についても、そのあまりに早い状況変化から厳正な見直しを余儀なくされています。

この総合振興計画では、新市建設計画の考え方を基本としながら、また現在の財政状況を勘案しながら、本市の将来に希望の持てる計画となるよう各種施策を推進していきます。



※地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税の一定割合を、地方自治体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のこと

第3節 計画の構成と期間

1. 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像や将来目標、これを実現するための施策の基本的な方向を示したものです。

期間は、平成28(2016)年度を初年度とし令和7(2025)年度までの10年間としています。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、前期基本計画の体系を踏まえながら改訂を行います。

なお、後期基本計画については、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

3. 重点アクションプラン

基本計画の中でも特に“地方創生”については、その実現に向けて、市全体として重点的に取り組む事項をまとめた「指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」(以下、「戦略」という。)を策定しています。

この戦略を重点アクションプランとして位置付け、総合振興計画とともに一体的な取り組みを実施していきます。

期間は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間です。

なお、戦略の内容については、毎年度行われる効果検証に基づき、随時見直しを図っていきます。

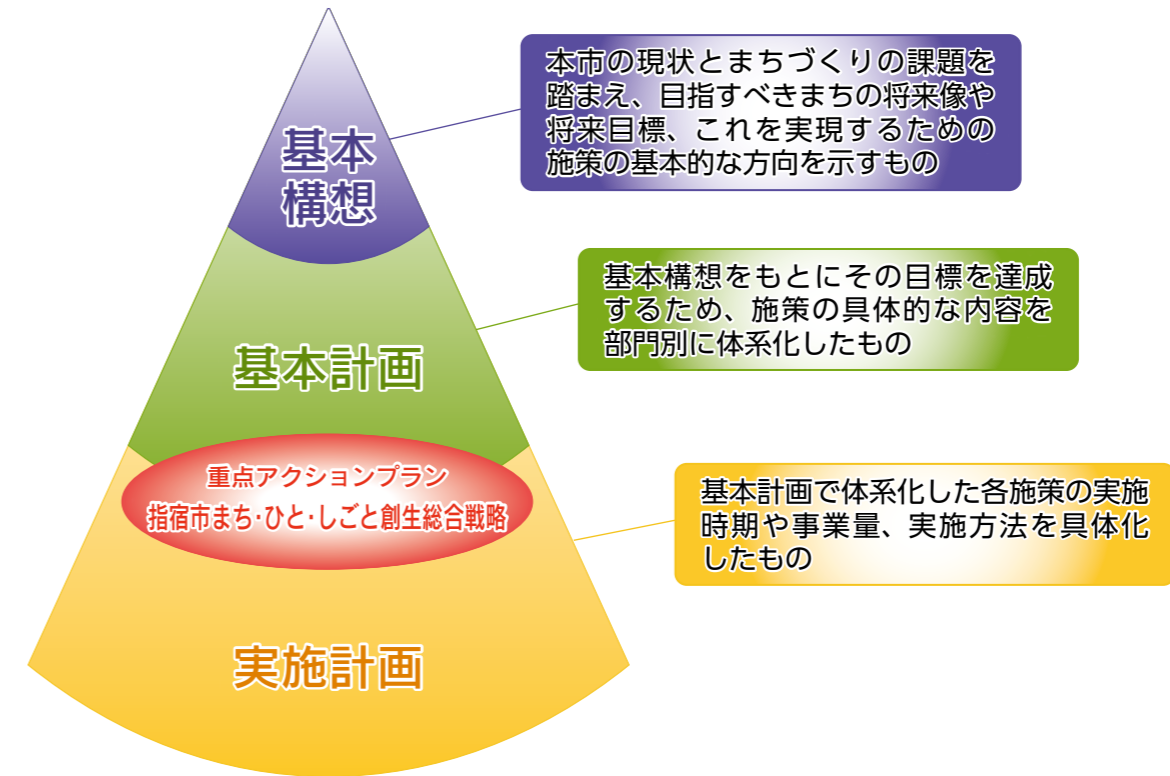
4. 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法等を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となり、基本計画に位置付けられた施策ごとの具体的な事業を示します。

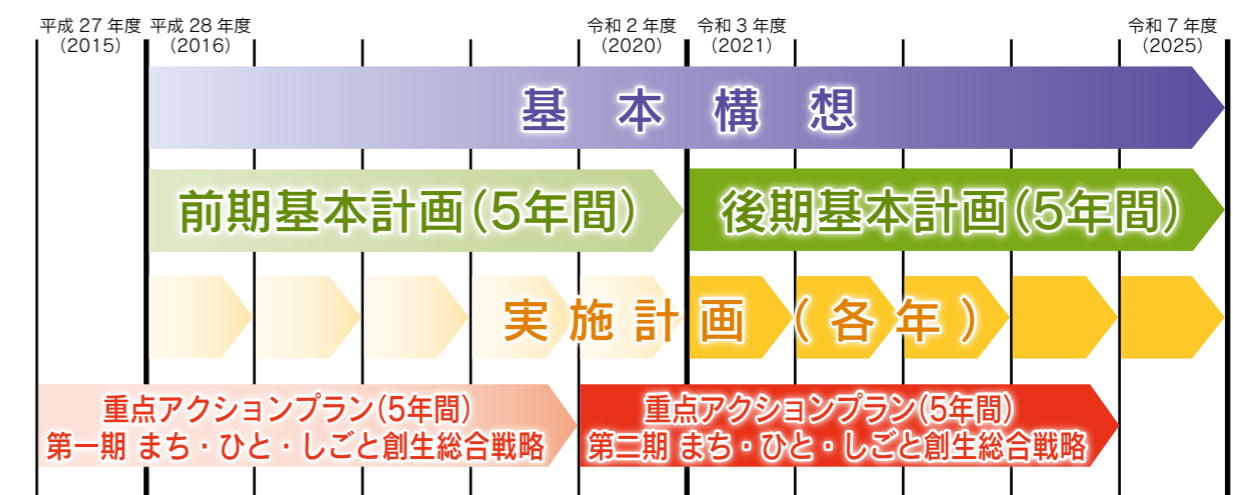
なお、実施計画については、毎年度の予算編成時に作成する事務事業一覧をもって代用します。

また、効率的かつ効果的な行財政運営を継続的に行っていくために、毎年度の予算編成時に総合的に評価していきます。

■計画の構成



■計画の期間



※まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画。同条第2項および第3項において市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努力義務が課せられている。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況や、次の1～7に記載する本市を取り巻く社会・経済・環境等の変化を適切に捉えるとともに、総合戦略との整合性を図りながら策定に臨むこととします。

1. 人口減少と少子高齢化の進行

本市では、戦後、人口が急増し、ピーク時は約6.8万人(昭和25(1950)年)まで増加しましたが、その後は減少が進んでいます。

平成31(2019)年3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、令和2(2020)年以降も減少が進み、令和27(2045)年には約2.5万人まで減少する見込みです。また、令和27(2045)年には、生産年齢人口と老年人口が同程度となる見込みであり、高齢化率が約44%まで上昇すると推計されています。

人口減少と少子高齢化が進行すると、経済の停滞や社会保障への深刻な影響が懸念されることから、「右肩上がり」を前提としていた社会経済の在り方に著しい変化が求められています。そのため、国では「地方創生」という考えのもと、人口減少や少子高齢化が進んでいる地方に首都圏から人が流れるような仕組みを作るとともに、各自治体が、持続可能なまちとして運営できるような支援を進めています。これにより、自治体では若者の働く場所を確保することや、子どもを生み育てやすい仕組みを作るなどの施策に取り組む必要があります。

2. 安全・安心への意識の高まり

我が国は、地震、台風、豪雨、土砂災害、津波、火山噴火、豪雪などによる災害が発生しやすい自然的な条件のもとにあります。特に、近年は全国各地で大規模な地震や風水害が頻発しており、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。このような背景からも、防災・減災に対する人々の意識も高まっており、行政が担う「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」や、地域コミュニティ[※]で助け合う「共助」への意識も併せて高まっています。

また、人々の生活を脅かす問題として、子どもや高齢者を狙った犯罪や、インターネットを介した犯罪等も大きな社会問題となっているほか、我が国ではこれまで整備してきた都市基盤や公共施設といった社会資本の老朽化対策が深刻な問題となっており、計画的な更新・整備等が急がれています。

さらに、直近では、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会・経済に大きな影響を与えており、自身や、周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常において、自身の生活に合った「新しい生活様式」の実践が求められています。

※地域コミュニティ

特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

3. 持続可能な社会経済への転換

平成27(2015)年9月の国連サミットで、令和12(2030)年度までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、「エネルギー」「生産・消費」「気候変動」など多様な領域における取り組みが進められています。また、同年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標が示されました。

我が国でも、東日本大震災を契機に、エネルギーに関する国民的な議論が喚起され、持続可能なモデルへの転換を求める動きが強まりました。さらに、ライフスタイルを見直し、自然環境や生活環境に関心を向ける動きが国民の中でも活発になってきています。

今後も長期的に人口減少が進み、高度経済成長のような経済の拡大が困難と見られる中、自然との調和のとれた循環型社会への移行が望まれ、従来の物質的な豊かさだけでなく、文化的・精神的な豊かさを追求する傾向が強まっています。

4. 技術革新の進展

ICT[※]の発展により、我が国が抱える様々な課題解決に向けた取り組みが加速しています。特にAI[※]やIoT[※]、ビッグデータ[※]など、新たな技術を活用した産業が大きく成長しています。国は平成27(2015)年、「第5期科学技術基本計画」を策定し、「狩猟社会(Society1.0)」「農耕社会(Society2.0)」「工業社会(Society3.0)」「情報社会(Society4.0)」に次ぐ新たな社会として「Society5.0」を提唱し、インターネット上の仮想空間(サイバー空間)と現実空間(フィジカル空間)を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の両立を目指した取り組みを進めています。

このほか、AIを含む先端技術は、保健・医療、介護、製造業、行政サービス、教育といった幅広い分野への活用が見込まれており、今後、生産年齢人口の減少が予想される中でも、社会の利便性をさらに高めていくことが期待されています。

※ ICT

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと

※ AI

英語：Artificial Intelligence の略。人間の知的なふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの

※ IoT

英語：Internet of Things の略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され、情報交換をすることで相互に制御する仕組み

※ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ

5. 社会の熟成化と価値観の多様化

我が国は、1990年代までに、経済成長を通じて多くの人々が物の豊かさを実感できる社会を作り上げましたが、近年では、生活の質の向上や精神的な充実を重視する社会へと変貌を遂げつつあります。こうしたことを背景に、個人の価値観やライフスタイルも多様化しており、「その人らしく生きられることの重要性」に対する社会的な理解がより求められています。

国は平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定し、障害を理由とした不当な差別を禁止した上で、過重な負担の無い範囲で社会的障壁の除去を行う「合理的配慮」を国や自治体などに対し法的に義務付け、民間事業者には努力義務としました。また、性的少数者への配慮のため、自治体が申請書等の性別欄を見直すことや、自治体や民間企業が性的少数者に配慮したトイレを設置するなど、様々な取り組みが広がっています。このほか、働き方に関する議論も盛んで、残業時間の短縮や、男性の産休・育休の取得など、ワーク・ライフ・バランスの充実や労働生産性の向上に対する社会的な要求が高まっています。

こうした背景のもとで国は、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが活躍できる「全員参加型社会」の実現を目指した取り組みを進めています。

6. 協働によるまちづくりの進展

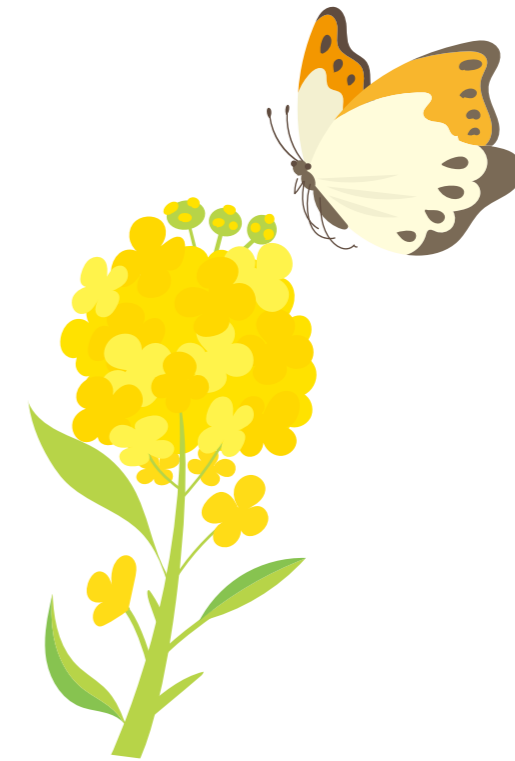
我が国全体で見れば、人口減少や行政ニーズの多様化、財政の悪化など、地域社会における課題は複雑化かつ多様化しており、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。そのため、地方自治体には、自立的な行財政運営により、持続可能な都市経営を目指すことがこれまで以上に求められています。

持続可能なまちづくりにおいては、協働という概念の浸透が大きな潮流としてあげられます。情報公開や意見聴取等に留まらず、市民と行政との合意形成や、さらには、地域の課題を住民自らが解決していくための仕組みづくりが進められ、各自治体では、まちづくりの基本ルールを定めた、いわゆる自治基本条例の制定も進みました。複雑な地域課題の解決にあたっては、行政のみならず、市民・地域活動団体・民間企業など様々な主体が協力して取り組むことが重要となっています。この協働の推進のためには、地域に誇りと愛着を持ち、自ら参加するという意識の醸成が重要とされており、市民によるワークショップ等の取り組みも盛んになっています。

7. 今後の財政状況への対応

本市の財政運営については、これまで行政改革大綱や集中改革プランに基づき、各種の補助金や負担金の見直し、受益者負担^{*}の適正化、組織機構の見直し等の積極的な行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行により社会保障関係費に係る地方負担や老朽化した公共施設の維持補修費等は年々増大していくことから、優先順位に基づき事業を実施するなどして、財源不足が生じることのないように歳入に見合った歳出構造を着実に維持し、持続可能な財政運営に努める必要があります。



^{*}受益者負担

公共サービスを提供する際、その利益を受けるものが、その利益に応じて経費を負担すること